

議案第65号

逗子市職員給与条例及び逗子市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部
改正について

逗子市職員給与条例及び逗子市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次
のように改正する。

令和3年11月25日提出

逗子市長 桐ヶ谷 寛

逗子市職員給与条例及び逗子市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部
を改正する条例

(逗子市職員給与条例の一部改正)

第1条 逗子市職員給与条例(昭和31年逗子市条例第9号)の一部を次のように改正す
る。

第18条第2項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「100分の107.5」を「100
分の92.5」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「100分
の72.5」を「100分の62.5」に、「100分の107.5」を「100分の92.5」に、「100分の
62.5」を「100分の52.5」に改める。

第2条 逗子市職員給与条例の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の92.5」を「100
分の100」に改め、同条第3項中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分
の62.5」を「100分の67.5」に、「100分の92.5」を「100分の100」に、「100分の
52.5」を「100分の57.5」に改める。

(逗子市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 逗子市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成19年逗子市条例第13号)
の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「100分の167.5」を「100分の157.5」に改める。

第4条 逗子市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の157.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

(提案理由)

令和3年人事院の給与勧告及び近隣各市の職員給与の状況等を勘案し、本市一般職職員の期末手当について、改正する必要があるため提案する。